

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

取得原価

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～39年

工作物 10年～20年

物品 5年～10年

##### ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

##### ③ 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち北信広域連合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。なお、当該計算額がマ

## 北信広域連合（連結会計）

イナスになるためその絶対値を年金資産相当とみなして投資その他の資産に計上しています。

### （5）リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### （6）資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

### （7）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

- ② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

- ③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

## 2 重要な後発事象

特別会計の整理統合

## 3 偶発債務

該当事項ありません。

## 4 追加情報

### （1）連結財務書類対象団体（会計）

- ① 対象範囲（対象とする会計名）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
養護老人ホーム事業 特別会計	特別会計	全部連結	—
特別養護老人ホーム事業 特別会計	特別会計	全部連結	—
長野県市町村総合事務組合 （一般会計）	一部事務組合 広域連合	比例連結	1.56%
長野県市町村総合事務組合 （非常勤公務災害特別会計）	一部事務組合 広域連合	比例連結	2.07%

連結の方法は次のとおりです。

- ・ 特別会計はすべて全部連結の対象としています。  
なお、従前の8つの特別会計（特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計、特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計、養護老人ホーム高社寮事業特別会計、特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計、養護老人ホーム千曲荘事業特別会計、特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計、特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計、特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計）は、令和元年度から特別養護老人ホーム事業特別会計、養護老人ホーム事業特別会計の2会計に統合されています。
  - ・ 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

以上